令和5年第5回 北栄町農業委員会総会議事録

令和5年第5回北栄町農業委員会総会

開催年月日	令和5年5月10日(水)			
開催の場所	北栄町大栄農村環境改善センター			
開会	午後1時30分			
出席委員	1番	石井 通人		
(24名)	2番	前田 浩明	15番	長谷川 康弘
	3番	向井 愼一郎	16番	安田 千秋
	4番	山根 宜弘	17番	池本 博史
	5番	河原 廣美	18番	津川 孝篤
	6番	竹原 正純	19番	村岡 孝二
	7番	田熊 公男	20番	盛山 由紀子
	8番	田村 美智恵	21番	一二三 満雄
	9番	森本 壮一	22番	道祖尾 貞浩
	10番	町 照美	23番	井川 敏昭
	11番	秋山 英正		
	12番	永田 恭彦	25番	杉川 一二美
	13番	陶山 康博	26番	河本 松秀
欠席委員等	松村 雅弘、山下 正美			
事務局	局長	中原 広美		
	書記	主任 時枝亮平		
		農地中間管理推進員	中西	宣之
閉会	午後2時45分			

日 程

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 議長開会宣言 定足数の確認
- 4 議事録署人の指名 (25番 杉川委員) (26番 河本委員)
- 5 議事
 - (1)農地法第3条の規定による許可申請について(1件)
 - (2) 農地法第5条の規定による許可申請について(1件)
 - (3) 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について
 - (4)農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(案)について
- 6 協議事項
 - (1)農地法第3条の3第1項の規定による届出書について(4件)
 - (2) 賃貸借農地の解約について (7件)
- 7 報告事項
 - (1)委員会報告 農地委員会 農政委員会 広報委員会
 - (2)農家相談報告
 - (3)審議会等報告
- 8 連絡事項

農家相談 令和5年5月23日(火)午後1時30分から

大栄庁舎 2階 会議室

担当委員 石井委員、秋山委員、一二三委員

総 会 令和5年6月13日(火)午後1時30分から

北条農村環境改善センター

現地確認 令和5年6月12日(月)午後1時30分から

担当委員 杉川委員、田熊委員、安田委員

議案締切日 令和5年5月25日(木)

- 9 その他 空き農地情報バンク登録申込書(2件)
- 10 閉会

○事務局

ただいまから、第5回の総会を開催します。

農業委員会規則第5条において、会長が議長となるとなっていますので、会長に進めていただきます。よろしくお願いします。

○永田議長

規則によりまして議長に就任をさせていただきます。

最初に、定足数の確認です。14番、松村委員、24番、山下委員から欠席届が出ております。また、前田委員は遅れられるとのことです。そのほかの方は出席ですので、総会成立を宣言します。

では、日程に従いまして、議事録署名人の指名でございますけども、25番、杉川委員、26番、河本委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、議事に入りたいと思います。

議事1、第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、1件申請が上がっております。そうしますと、3ページからの案件になります。

事務局に説明はお願いします。

○事務局

今回の3条申請についてですけども、譲受人の○○さんの現在の耕作面積が5反未満なんですけども、まず、譲渡し人の○○さんとは兄弟関係にあること、あと、○○さんの所有土地がこの1筆しかないということと、あと、ここ10年程度は○○さんのほうが管理してきているということで、以上3点につきまして申請を受け付けております。以上です。

○永田議長

その旨、説明をいただきました。

それでは、皆さんからの発議をお受けしたいと思います。何かございますか。

○河原委員

ちょっとよろしいですか。

○永田議長

はい。

○河原委員

今、説明の中で下限面積が5反云々という話があったんですけど、4月1日からなくなったんじゃないんですか。

○永田議長

いや、下限面積がというお話ではなくて、単純にそんなにたくさん面積を所有しておられないんですがという表現です。

○河原委員

分かりました。

○永田議長

ということです。

ほかよろしいでしょうか。

では、発議がないようですので、そうしますと、議事第1号、申請のとおり許可として よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

じゃあ、申請のとおり許可ということでお願いいたします。

そうしますと、続きまして、議事第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、こちら1件となっておりますが、申請書は2つになっていますね。

○事務局

1件ですけど、表紙は2枚というふうになっています。

○永田議長

まとめてという案件ですので、まとめて審議を行いたいと思います。 そういたしますと、事務局より説明はございますか。

○事務局

今回の5条申請についてですけども、倉吉市にあります○○ため池というところの公 共工事に伴って仮設道路の設置をするということで、○○ちょっとかかっておりますの で、こちらのほうは一時転用するという計画になっております。

排水につきましては、雨水は地下浸透されて、汚水は発生しないことになっています。

あと、右ページの7行を御覧いただきますと、線が薄くなっていてちょっと見えづらくなって申し訳ないんですけども、仮設道路を設置するときには、既設の道路側に勾配を設けることで、農地に汚水が流れるということがないように土砂流出を抑えるということで、周辺に影響が出ないような計画になっております。

あと、申請地につきましては、農用地区域内の農地なんですけども、公共工事による 一時転用ということでの仮設道路の設置ということですので、転用もやむを得ないとい うふうに考えられます。

以上です。

○永田議長

事務局より説明がございました。それでは、現地確認の報告をお願いします。

○竹原職務代理

本来は前田委員が発表するところですが、遅れていますので、次の分もあるので私が 説明します。

昨日、前田委員と長谷川委員と、それから事務局と私の4人で確認をしました。

写真を御覧ください。これだけでは何とも分かりにくいんですけども、電信柱はあるし、ガードレールはあるし、どういうことだろうと。現地に行ってみて大体分かったんですが、左側の既存の道路、これが大型の車両が通行するのにどうも不都合なようなということです。2トン車だったら通れます。4トン車はちょっとどうかなと、そういう話だったんですね。それと、木の枝がちょっとかかっているんです。そういったものに引っかかるとか、上段の道路から左側は倉吉市なんです。道路から右側が北栄町ということなんです。

農地の状況でいきますと、下側が手前にあって、その向こうにガードレールがちらっと見えていますけど、それが上の写真です。道路沿いにつながっているということですね。手前の、この下の写真の農地は牧草が植えてありました。ですから、ピンク色の、この部分を転用しても大して影響はないだろうということですし、上の写真の農地は、現在はもう不耕作ということです。で、問題なかろうという判断をしました。

ちょっと説明しますと、上の写真の土地というのは、下の写真の土地より高さが数メートル低いんです、崖のようになって低いところです、かなり低い。シートを敷いて、その上に土を入れて、道路の走る面は砂礫か何かを置くという方法らしいですけど、下のほうはすぐ地面が見えていますから簡単なんです。ところが、この数メートル下の場所はすごい量だなということなんです、土を置くとか。ということで、そもそもガードレールを壊すとか電柱を取るわけにいかんので、ここを走らずにこの農地部分を専用の通路にしようということです。現地に行ってみて初めて分かりました。そういうことかなという。こういうことで、結論としては、やむなしという、問題なしということになりました。

以上です。

○永田議長

そうしますと、皆さんからの御発議を受けたいと思いますが。

○村岡委員

19番、村岡ですけども、この上の5メートルも段差があるところに土を盛って、工 事終わったら撤去されるんでしょうけども、何でこの畑側のほうに仮設道路を造るの か、なぜ山側にしないのかというのが、ちょっと疑問があるんですけども。

○竹原職務代理

同じことを考えましたけど、倉吉だからなのかなとか、それと、どういう方法をしようが我々には当面関係ないわなということで帰ってきました。

○永田議長

何かありますか。

○事務局

想像の範囲ですけれども、山を削ってすることより、あとのことも含めた場合の、削った後の、結局そこの後の処理のこと、それから費用と、それから埋めて取る費用と、後処理のことを考えて、今の方法になったんじゃないかなとは思います。ただ、もともとはこれを設計しているところが、県の地域整備課といって道路のほうの担当ではなくて、ため池で農林の圃場整備をやったりですとか、そういった部署で設計をして、こういった方法でやってということを設定していますので、現場の最終的な管理についても、県の農業関係の地域整備課という課できちっと現場を監督した上でされますので、原状回復には問題ないんじゃないかなというふうに考えているところです。

○村岡委員

山のほうもあんまり整備されん、私らが総事で草刈りをしとるわけなんですけども、 それなら山側のほうをやってもらったほうがいいかなと思ったんですけど。5メートル も段差があるところにわざに道路造る必要があるのかなと。

○事務局

5メートルの部分をそこを広げて削ってとなると、多分、じゃないかなと、想像の範囲です、ごめんなさい。

○秋山委員

11番、秋山です。20ページのちょっと気になるところを見て確認しておきたいんですが、ようこれ、分からんのですけど、○○さん、それから○○さんのところの4メートル、3メートルという幅を書いた数字のとこが、ここのところが道路になりますということですか。

○事務局

そうですね。4メートルの幅があるのが盛土の部分で、再生土、新しい砂を敷かれるということです。その間にある3メートルの幅の部分が採石を敷いて、そちらを敷いて車が通られるということです。

○秋山委員

それでいくと、○○さんのところは今の道路のところからちょっと間が空いて、6メーター、4メートル、3メートル書いてありますよね。その空いとるところも、つまり道路になるのかということが1点と、逆に、今度は○○さんのは、道路にひっついて4メートル、3メートルのラインが引いてあるんですが、今度はそれをたどっていくと、斜面の途中で4メートルが切れることになんですよね。ということは、どうなんだ、5メートルの高さがある斜面の途中で埋立てが止まるということは、これは横にコンクリかなんかせんと、崩れたりすりゃせんかなとちょっと心配するんですけど。○○さんのところは、道路からずっと斜面が5メートル下がっていって緩やかになるんですけども、その急な斜面の途中に4メートルのが途中切れになっているということは、急斜面が下のほうちょっと残るでしょう。ということは、崩れやすいじゃないかとちょっと思

ったりもするんですけど。○○さんのところは、傾斜が緩やかなんで、そういう心配はなげですけれども。

○事務局

今、秋山委員の心配は、ここで切れちゃったら、ここにこうなったらここが崩れてき やすいん

じゃないかという話ですよね。

○秋山委員

何か別のラインがある。

○事務局

はい。ごめんなさい、これね、印刷したものがどうもちょっと見えにくいです。

○秋山委員

現在のラインがこれでしょう。

○事務局

はい。

○秋山委員

それに、なら、さらに。

○事務局

実際には。

○秋山委員

そこに造るってか。

○事務局

そうです。下の枠囲いで6メーターと書いてある、そこが転用区域です。

(ホワイトボードに図解)

○事務局

すみません、こういう形です。今、この赤い線が見えていないんです、実は。実際に一時転用するところは、下の、書いてある6メートルのところです。ここは道ののりなので、ここが転用するところなんです、ここに道をするんですが、このままじゃ、先ほどの話で崩れる心配があるので、緩やかにしていって、崩れないように緩やかにするために、ここまで転用をするというものになっています。実際に通るところは、農地にかかっているとこは、もうちょっとこっちなので、農地の上は通っていない状態です、下の図面は。ただし、このままだと崩れる可能性がある、緩やかにするために農地部分にかなり、6メーターぐらい食い込んで、ここに土を盛って一時転用するというような図面になっています。ごめんなさい、線が見えてなくて、1対10みたいに書いてあるところにずっと線が入っているんです、実は。分かりにくくて申し訳ありません。

○秋山委員

それでもかなり傾斜があるような気がするんですけどね、高さと。それはやっぱり崩れないような。

○事務局

そうですね。

○秋山委員

固めて盛るということでいいんですね。

○事務局

はい。

○秋山委員

ありがとうございます。

○永田議長

ほか御意見はございますか。よろしいですね。

そうしますと、意見のほうが出尽くしたようですので、では、議事第2号を申請のとおり許可としてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

では、申請のとおり許可といたします。

そうしますと、議事第3号に移りたいと思います。

議事第3号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について、名称変更が書いてあるとおりですね、の決定について審議をお願いしたいと思います。

そうしますと、本日、48件の計画が上がっております。こちらにつきまして、委員 さんの案件はありますか。

○事務局

ありません。

○永田議長

委員さんの関係はありませんので、48件一括して審議を行いたいと思います。 そうしますと、事務局からお願いします。

○事務局

最初に、まず、事務局から、ちょっと今回から変わっているので、説明をさせてください。

まず、これまで農業経営基盤強化法に基づいて、農地の貸し借りをして、中間管理を使う場合でも、一旦所有者から機構に貸すときは基盤強化法で貸していました。中間の機構から農地を耕作者に貸すときに、中間管理法で廃業するという形で、これまで全てのものを基盤強化法で協議をさせていただいたんですが、4月1日に法律改正になりまして、基盤法について、これでいいかということで農業委員会の意見を聞く、それから機構法についても、別途農業委員会に意見を聞くということになっているので、2つのものに分けさせていただいています。なので、基盤法に当たるものと、双方でやったもので、今回から議案を分けさせていただいていますので、御了承ください。以上です。

○永田議長

では、まず、第3号のほうですが、48件のものを御審議願えればと思います。22ページから25ページまで、48件のほうを先に第3号でやらせていただきます。

それでは、皆様からの発議を受けたいと思います。

御意見のある方、おられませんか。

- ○事務局 はい。
- ○永田議長

○○さん、マコモタケ更新ということで、マコモタケ収穫はどんな感じでしょうか。

○事務局

収穫をどれぐらいされているか分かりませんが、食べろといって持ってきてもらっているので、収穫はしっかりされていたと。どれぐらい最終的にされているかというとこまでは確認ができていません。ただ、できが悪いところをいただいて、栽培しとられるのは間違いないことだけは、私も同じように確認しています。以上です。

○永田議長

はい、了解しました。

皆さんからはありませんか。

そうしますと、ないようですので、議事第3号、計画のとおり決定をしてよろしいで しょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

じゃあ、計画のとおり決定といたします。

続きまして、議事第4号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(案) について、こちらにつきましては、25名、皆さんからの御意見をお受けしたいと思い ます。

まず、どうぞ。

○事務局

1点だけ、様式の説明をさせてください。基本的には、基盤強化法と同じ様式で書かせていただいていますが、中間管理ということで、間に機構が入って貸し借りをするために、右側の設定する権利というところをAとBの2種類に分けさせていただいています。一番最後の注釈にも書かせていただいているんですが、Aというのが貸付人から機構に対して設定する権利というふうに書かせていただいています。Bについては、機構から借受人に設定する権利について書かせていただいています。今回、1番を見ていただくと分かるんですが、御本人から機構に、所有から機構に貸し出す場合は賃借権で貸しますが、実際に、今回、借受人に貸す場合、○○さんについては一般法人になるので、解除条件付の賃借権という形になって貸し借りを行います。また、これから、今月はありませんが、新規就農者等で事前に機構が借り受けて、後々本人が開業する場合については、権利を2段書きに書かせていただいているので、見えにくいかもしれないんですけど、そういう形で表記をさせていただくことにしていますので、よろしくお願いします。

以上です。

あと、もう1件、一番最後、17番から25番についてです。こちらについては、○○さんから法人のほうに貸付なんですが、法人を設立されて、そちらのほうに貸し付けて、一般法人ですが、そちらのほうで農業のほうをされるようになったということで、御本人から会社のほうに貸付という形になっています。以上です。

○永田議長

そうしますと、皆さんの御意見をお受けしたいと思います。 はい。

○竹原職務代理

2段書きAとB、2段書きは分かりましたけども、これは1段になっとるんだけど、 これ分けて表示して書くというふうに、これは違うということは、金額が変わるという ことはない。

○事務局

2段のところはないということ。

- ○竹原職務代理 分かりました。
- 分かりました。

○永田議長

そのほかは。

○前田委員

2番、前田です。桑というのは蚕を飼いなるか。

○河原委員

いや、多分お茶だと思う。

○前田委員

お茶か。何か聞いとんなるか。

○河原委員

いや、聞いてないけど、このパパイヤ自体も葉っぱをとにかくお茶にするんですよ。

○事務局

蚕を飼うと聞いていません。

○河原委員

大量に買い付ける業者があるので、そこで、要するに、契約栽培みたいな形をしているという話は聞いていましたわ。ですから、このパパイヤ自体も実もさることながら、葉っぱのほうを欲しくて大量にやって、その葉っぱの酵素でお茶をつくって、それをまた買っていただくと。

○前田委員

売んなるだ。

○河原委員

だから、実も当然販売するんですよ。

○事務局

入って取るって言っておられたそうです。

○前田委員

以前、砂丘地で、確かに桑ってようけ植わったでな。蚕を飼っとったな、その当時は。それに蛾がブドウ影響したことがあって。周辺にもしそういうような農家があったらちょっと気いつけてもらいたいなというのが1点だわな。

○事務局

分かりました。話しします。

○永田議長

そうしますと、ほか、御意見のある方はございませんか。

では、よろしいでしょうか。

御意見ないようですので、議事第4号、農地中間管理業務に係る農用地利用集積等促進計画(案)について、計画のとおり許可してよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

そうしますと、第4号は終わりまして、議事のほうを終了といたします。

続きまして、6番の協議事項に移りたいと思います。

そうしますと、協議事項1番、農地法第3条の3第1項の規定による届出書につきまして、4件届出が上がっております。

こちらにつきまして、皆さんの御意見をお伺いしたいと思いますが、事務局より説明 はございますか。

○事務局

特にありません。

○永田議長

説明はないようです。皆さんからの発言を受けたいと思います。御意見がある方、ご ざいませんか。

どうぞ。

○一二三委員

21番の一二三です。5ページの現況のところが畑、宅地と書いてあるけど、これ、 宅地ってどういうことでしょうかね。

○事務局

農作業の小屋があります。

○一二三委員

小屋。

○事務局

4分の1ぐらいのちっちゃい建物が建っています。

○永田議長

その分の何が宅地。

○事務局

書いてこられた方が、ここ、宅地じゃなくて、ここが畑の中に宅地もあるよという形で、書いていらっしゃいます。

○永田議長

2アール未満の農業用施設があるということ。

○事務局

そうですね、畑の中にちっちゃい小屋が建っています。

○一二三委員

小屋が建っているんですね。

○事務局

はい。

○永田議長

そうしますと、ほか御意見ございますか。

それでは、ないようですので、協議事項1番、4件一括許可としてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

そうしますと、4件一括許可といたします。

続きまして、協議事項2番、賃貸借農地の解約について、7件上がっております。 こちらにつきまして、事務局より説明はございますか。

○事務局

特にはありません。

○永田議長

説明はないようです。

皆さんからの御意見をお伺いしたと思います。ありませんか。

○秋山委員

11番、秋山です。10ページのところに、下に何だかメモしてあるのは、これ、下の名前ですか。

○事務局

はい。

○秋山委員

○○ですかね、これ。

○事務局

○○さん。御家族ですね。息子さんのほうに農業者年金の絡みがあるので、再度、実際には貸し付けていたものが返ってくるんですが、今度は年金の関係があるので、御家族さんに貸付する予定だということです。

○永田議長

そうしますと、ほか御意見がある方はございますでしょうか。 では、ないようですので、協議事項2番、7件、一括で許可してよろしいでしょう

か。

○秋山委員

ちょっといいですか。

○永田議長

はい。

○秋山委員

賃借人○○さんになっとるけど、これ、大丈夫なんですか。農業やる。

○事務局

解約のほうです。

○秋山委員

すみません、間違えた。いいです。

○永田議長

よろしいでしょうか。

では、一括受理ということで、よろしいでしょうか。 (「はい」と呼ぶ者あり)

そうしますと、7件一括受理といたします。

そうしますと、以上をもちまして協議事項のほうを終了させていただきます。

続きまして、報告事項に移りたいと思います。

まずは、各委員会から委員会報告のほうをお願いしたいと思います。

まず、農地委員会さん、お願いいたします。

○河原委員

本日終了後、農地委員会を開催いたしますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○永田議長

そうしますと、農政委員会さん、お願いいたします。

○竹原職務代理

先月17日に開催しました。意見書とか新年度計画についての話合いを、自由に話合いをしました。今月も17日で午後7時半、中央公民館の会議室で開催しますので、引き続き同じような内容で話合いを進めます。以上です。

○永田議長

そうしますと、広報委員会さん、お願いします。

○杉川委員

広報委員会です。広報委員会は、この後、会議室2のほうで「菜種」55号の編集に ついて話合いをしますので、よろしくお願いします。以上です。

○永田議長

そうしますと、委員会のほうは以上で、続いて、農家相談について報告をお願いしま す。

○町委員

農家相談ですけども、4月25日に隣の会議室で行いました。農家相談は河原委員と村岡委員と私のほうで行いまして3名ありました。1人が1件ずつ言いますけど、私のほうから1件言っときますけど、○○さんという方で、この方は○○の方で、半年前に相談させてもらったんですけども、その後何もなかったので、もう一回来させてもらいましたということでありました。そこの中で、本当は売りたいんだということを言っておられたんですけど、なかなかこれ、難しいですよという話をする中で、畑が取りあえず貸しているんですけども、売りたいけども、買い手がないだろうかという話でしたんですけども、なかなかないですよという話で、対策としまして、別の畑の方に、借りている方に相談をかけてもらった中で、借手はないですかといったことを相談してみてくださいって話で分かれたというような格好です。後でも言いますけども、畑のほうの売買に関しては、もう無償でいいから買ってほしいという話でございました。以上です。

○村岡委員

19番、村岡です。○○さんという方なんです、相談者が。自分の農地の隣の畑が側道を含めて管理不精であると。何とかお願いできんでしょうかということですけども、所有者が○○さんという方なんで、耕作者が○○さん。これ、事務局長が何かよく把握されている方みたいでしたので、事務局のほうから連絡をしてもらうようにして、もし耕作者の○○さんが不可能であれば、自分が管理をしてもいいし、借りてもいいと、畑ごとという話で、事務局のほうにお願いをしたところです。以上です。

○永田議長

事務局からはございますか。

○事務局

○○さんのほうにきちっと管理をしていただくことと、それからできないようであれば、引き上げてもらって、こちらのほうから貸付なりをしようと思うのでということの話はしています。御本人はきれいにするからとは言っておられましたけど、様子を見て、再度御本人にアタックしたいと思っています。

○永田議長

そうしますと、3件目につきましては。 はい。

○河原委員

3件目は、○○さんという方がいらっしゃいまして、どっちかというと、くだらん話 のほうが多かった。といいますのが、住所的には鳥取だそうでして、ただ、こちらの○ ○のほうに両親の家があるんで、今はそちらに住んでいるという状況のようです。こち らに帰ってきたというか、ずっといらっしゃるのか、そこまでは強く問い詰めませんで したので、いわゆる田んぼをこれからもし自分ができんようになったら、どうしたらい いでしょうかというお話の前に、最近こちらに引っ越してこられたんで、地区の方にい ろいろ尋ねるんだけど、明快な回答がないというお話だったので、どういう内容でしょ うかとお尋ねしたら、多面的の話、環境の話、それとか、ごみの処置とか、用排水路 の、例えば掃除、今は通常我々でいいますと、総事とかいう作業のこと、その辺のお話 を随分とおっしゃいまして、地区にそれぞれルールがありますんで、地区の方とお話し してくださいということで、例えばということで、私の地区のお話をしてきました。 問題はどういうことかというと、もし自分が田んぼをつくれんようになったときにどう したらいいでしょうかというお話だったんで、○○のほうが、生産組合か営農組合がや ってらっしゃるんで、そちらに相談されたらどうでしょうかということを話しておりま したのと同時に、売買といっても、多分買手はないと思いますよというお話をしており ます。最終的には、農業委員で○○さんがいらっしゃるんで、○○さんと相談してくだ さいということでお別れしました。以上です。

○池本委員

相談というのはされたことはないですけど、ふだんずっと話している人が、多分だと思うんですけども、前は弟さんのほうが結構畑のほうをしとられて、兄さんのほうがちょっとこっちに、そこは弟さんのほうは出られちゃったんですよ。今は兄貴さんのほうが畑が若干と、田んぼのほうは僕ちょっと詳しくは分からんけど、畑のほうは大豆ををつくっておられるんで、そんなに面積は多くはない。だけど、そういう相談というのは個人的にはまだされたことはないんですけど、やっぱり恐らく今後出てくるかなというふうには、そこだけじゃなくてそういう管理者の方、結構部落におられるみたいで、結局いろいろそういう不安を抱えておられるというのは、おいおい話はしてみようかなとは思うんですけども、そんなにはっきりした解決法というのは今のところちょっとないんで、そんなところですね。

○永田議長

御相談に来られたということで、そうしたところはどうでしょうかということで、検討されたということですんで、また地区全体で連携が取れればと思います。

では、終わりました。

そうしますと、農家相談については以上でよろしいでしょうか。付け加えること等はないですかね。

では、よろしいようですので、農家相談の報告は終了させていただきまして、3番、 審議会等報告です。

審議会等で報告のある方、ございますでしょうか。

はい。

○秋山委員 審議会としましては、4月の24日に県の松くい虫防除の会議がありまして、農業委員会からの代表で出席しました。例年どおり行うということで、特に去年と変わったことはないんですが、ちょっと私のほうから2点ほど質問したのは、浜の砂防林、かなり切って討伐処理がしてあるんですが、部分的には海がもう透けて見えるぐらい、私の髪の毛と同じぐらい透かしたところがありますんで、ずっと続くとしても、潮がやっぱり上がりやすいんじゃないかということで、対策を尋ねましたところ、現状を見て必要とやらば補植をするという答えでした。

それから、もう1点、畑のほうは防風垣のほうも大分助かりまして、先日の南風のときでも物すごい飛砂が発生しています。松くいで、松から脱却したほうがいいんじゃないかなというようなことを質問しましたが、私、植えましたけれども、大量の赤松というのが出て、そんなのも試験的に植えたそうですけれども、松以外のものについても今後検討はするというような返事でした。

以上です。

ちょっとウェブでしたので、資料を画面で見ながらしましたので、ちょっと手元にないんで、詳しいこと今ちょっと度忘れしておりますけれども、もし何か御質問がありましたら、お願いします。

○永田議長

ありがとうございます。

ほか、報告のある方、どうぞ。

○津川委員

4月の17日に鳥獣害被害対策協議会、通常総会というのが一応ありまして、メンバーが9人から集まりました。そのときに出てきた、何とかせないけんでないか、被害対策ということで、町のほうからの助成を出そうかと。生産組織に免許を取られた方が1人でもおられたら10万円を出して、何とかしてもらわかいという感じの対策というか、そういうことは話がありまして、農事組合とか農協法人、集落営農、各生産部とかの中に1人でも免許を取ってくれたら10万円出そうかと。そんな詳しい話は、また役場のほうから生産組合とか、そういうところに話をするそうですので、もし興味があるようでしたら、その辺ちょっと役場のほうでもちょっと確かめてください。

以上です。 ○永田議長

ありがとうございます。

ほか。

○前田委員

報告というより、昨日、再生協議会があったようです。実は、農地のほうの確認に3 人で出ておりまして、同時間になったので、そっちのほうは欠席しております。

内容としては、令和4年度の事業報告と収支決算、それから、次に、令和5年度の事業計画と予算の案についてということで、手元にまだ資料がないので、何か変わったことがあれば、また次の機会に報告すると思います。

以上です。

○永田議長

ありがとうございます。

ほかございませんか。

では、ないようですので、審議会等報告を終了とさせていただきます。

以上をもちまして、7番の報告事項を終了させていただきます。

続きまして、8番の連絡事項、それから9番、その他、事務局より一括でお願いしま す。

○事務局

まず、一般経過報告ですが、経過報告については御覧のとおりです。先ほどありました農協再生協議会の関係で、多分今回に肥料高騰対策の春期の分が予算計上がされていると思います。春期の分が5月、6月ぐらいから受付という形で、5月の16日だったかな、いろいろ各組織等で御案内をさせていただいていると思いますが、こちらの改善センターのほうで説明会がある予定になっていますので、関係者の方に聞いていただいて、補助のほうしっかり受けていただけるようにお願いします。

当面の予定ですが、5月末に農業委員会の会長の全国大会がありますので、永田会長 のほうに出席をいただく予定にしています。

連絡事項です。今月の農家相談ですが、5月23日火曜日、午後1時30分から役場の2階の会議室でお願いします。石井委員はちょっと別件の会合と重なったということで、ちょっと次の方を探しています。よろしくお願いします。

○石井委員

よろしくお願いします。

○事務局

事務局のほうが話をすると思いますので、よろしくお願いします。あと、秋山委員、 一二三委員の3名になりますので、よろしくお願いします。

来月の総会ですが、御案内を12日でさせていただいていますが、議会の会期日程とかぶってしまったので、会長の出席がある可能性がゼロではないので、日程を変更をさせていただきます。6月13日の火曜日の1時30分からで、来月は北条です。大きくまた案内のときに入れますが、来月は北条です、ここではありません。ここがマラソンの準備のために使用が不可能になってしまうために、来月は北条の改善センターです。よろしくお願いします。

現地確認は、前日の6月12日の月曜日に1時30分から、杉川委員、田熊委員、安田委員の3名になりますので、よろしくお願いします。

議案の締切りは5月25日の木曜日になっています。

その他です。空き農地バンクです。ごめんなさい、2件出ています。またいい方がありましたら、御紹介いただければありがたいです。よろしくお願いします。

○向井委員

3番、向井ですけども、実は、農地バンクという形でホームページといいますか、 北栄町のホームページにやっぱり載せるべきでないかというのが一つ提案なんです わ。特に農地の紹介でもいつも出てきますけども、私どもとしてもこういう土地があ るなんて全く現状を把握できてないし、場所のことも考えるし、例えば貸し借りなん か、譲渡のやり方なんかも分かんないし、やはりこういう農地バンクの、こういう登 録、紙で申し込まれても、フローで見れないというのが一番大きな難点なんですよ ね。特に今、北栄町なんかでも空き家バンクという形で、北栄町の中の空いている農 家といいますか、住居ですか、売るとか貸すとかいうのは全部フローで見れます。や はりそういう同じ形で、この農地もやるべきじゃないかなというふうに思っているん で、これ、農政委員会の人と話すると出てきたんですけども、農政委員会でやっても いいんですけども、これ、農地だから、農地委員会がやるべきあれじゃないんかなと いう形で、農地委員会のほうに主に音頭を取ってもらって、これを何とか北栄町のホ ームページのところのどっかにやはりフローしてもらって、過去どんな農地が登録に なっていてという形のフローの情報をやはり探れるような形のシステムにするべきだ というふうに思っているんですけど、そういう意見をちょっと最後のところに言わせ ていただきたい。できるならば、あと、フローの問題ですから、空き家バンクができ ているわけですから、あれに右へ倣え的な形のものでもいいから、今年度中にはやは りやっていくべきじゃないかなと思っているんですけど、私の意見です。

○事務局

そうですね。ごめんなさい。ちょっと途中までやっていたんですけど、やった者が退職したということがあって、ちょっとストップをしていますが、今の新しい職員が慣れたら再開しようと思っていますので、最初に全部、例えば写真までというのは無理ですけれども、地番を示して、例えば全国農地ナビで、地番のほうを見てもらうと場所が分かるとかというような程度のものにはできるようにはしたいないうふうに今のところは考えています。

○永田議長

ただいまの農地ナビとかあるいはグーグルマップのストリートビューじゃないですけども、切り合わせれば、場所さえ分かれば、文字情報、基礎情報だけでもあれば大分違うと思いますけども。

○事務局

そこはちょっと今年度はやりたいなというふうに思っています。

○向井委員

以上、ぜひできることならば、多くは期待するのはちょっとなかなか、完璧なものはできないとは思います。とにかくやってみて、あれこれ、要するに改良を加えていけば、この農地バンクがせっかく登録があるんですけども、それが追跡できるような形に進めてもらえるかなという形に、その一歩として、やはりそういう見える化といいますか、ホームページの中に検索できるようなところがあればより進むんじゃないかなという、私の考え方と意見です。以上です。

○永田議長

ありがとうございます。前向きに事務局で検討してください。 そうしますと、その他、ございますか。

○田村委員

すみません、農家相談です。果樹園の方で、ヤマフジが年々張り出してきて、随分あれなんですけど、山の持ち主に切ってもらうようにお願いするほうがいいんでしょうか。勝手に切ったら駄目ですよね。

○事務局

調べます、正しいことを。中途半端なことを言ってはいけないので。正しいことをお知らせします。もし相手の方に言わないといけないとかいうことで、相手の方が分からないとかというときは、私たちのほうに言っていただいたら、私たちが調べて、相手の方に交渉はします。ちょっと調べてから御連絡させてください。

一旦、今の話は事務局のほうにお返しして、その結果は来月総会するときに御案内で よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○町委員

すみません、10番の町です。

○永田議長

はい。

○町委員

その件に関してですけども、もう 1 点お願いしたいのは、農免道に出ているのり面の ところの木ですけど、多分町が管理すると思うんですよね。

○事務局

場所によっては。

○町委員

場所によっては。やっぱりできれば、よく町の要望で出すんですけども、予算の関係でなかなか切れないとこもあるですけども、できれば今年はこの辺を要求していますよとか、そういう情報もいただければよろしいではないか。

○事務局

それは伝えます。

○前田委員

その件、ちょっと午前中、保育園の遠足でバスで通ったんだけど。○の、あそこの建設屋さんあそこから両方やっぱり切ったほうがええな。危ない、見えない、それからカーブがよけあって、処理したほうがいいと思う。

○事務局

農道ですね。

○竹原職務代理

今の話ですけど、○○でも結構山にそういうところがたくさんあって、風が吹いたりとか台風が来たりとか、大雨のときには浮いて、川に倒木が結構あったりするんですよ。農免道路とか、ああいう町が管理すべきところののり面で、もうじきに倒れそうだというようなやつを刈ってということを、地域整備課に申入れしているんですけど、倒れたら言ってくださいというスタンス。実際、倒れたらすぐ始末しますと。だけど、もうじき倒れるよという話はしながら。そういう状況ですけど、順番にやっているというふうにも考えられるんで、情報を提供して、対応してもらうしかない。

○事務局

今の話は、危ないということの話があったということは、農道なので、産業振興課のほうに話をします。現地の確認はしてもらいますが、例えば地元に話してもらうというのがいいので、毎年自治会だったり要望を出される際には、出しといていただくというのをお願いをしときたいです。今回の件については、ちゃんと伝えますので。

○河本委員

26番、河本ですけど、雪かきをずっとした後に、それを近くの畑というか、土地にちょっと雪を置きなるですね。そのときに、雪かきと一緒に道路の土も一緒に持っていきなるんですよ。これはどこでもだと思います。それが畑の中に入れられて、それの処分というのは誰がするですか。聞いておられる。

○事務局

実際、私で答えることはできません。

○河本委員

毎年、何とかしてくれと言われて。

○事務局

どこなのか、場所を教えてもらいたいです、実際には。ここの場所が畑に入れられるんだけれども、土が入ってしまって、除雪の後に。非常に作付に困っているというようなことがあれば、少しのことぐらいはお互いにやってもらいたいなというのもあれなんですけど、大量の話だったりとかすると、やっぱり畑に入って、それが影響が出るというのは大きなことなので、場所をきちっと教えていただくと、それが農業委員会のほうからその場所をどういうふうにどこでやっているかというのをちょっと調べて、町道であれば、除雪の担当のほうに指導したりということはしますので、場所を教えていただけるとありがたいです。

○河本委員

今年はちょっとだったですけど、軽トラで半分ぐらいだったかな。

○事務局

それは土がですか。

○河本委員

道路の横に砂とか出るが。そんなんをざあっとしなるときに、一緒に草とか砂を持ち上げて畑というか、空き地みたいなとこにぽっと置きなるが、大体その除雪する人が。持ち主さんが、こんなこと誰がしただって言いなるけえ、これは雪かきの後だっていって、何としてくれって言いなるので、俺、しとくわってしただけど、これぐらいだったね、量は。うちらで捨てに行ったけど、人げのとこだけえ。

○事務局

場所は。

○河本委員

場所は、○○こども園の通りというんかな。

○事務局

あとで地図見てもらって、ここって教えてもらったらありがたいです。

○河本委員

はい。

○永田議長

ほか。

○秋山委員

なら、11番、秋山ですけども、自治会のほうから要請してくれという声がちらっと聞こえたんで言いたいですけれども、これ、去年も言ったですけども、〇〇から〇〇に出る町道ですが、田んぼ道があるんですが、今日も田んぼ道の舗装が拳大の塊がもう田んぼの中に既に落ちているんです。だから、あそこの通行によって、道路だったのが、端が完全に崩れて、両側にぼろぼろ落ちよるんです。だけえ、町道が狭まっているんです。傾斜もなくなっとるんです。これは縄でも巻いたら、自治会を通して要望が出ているんです、改修というか補修してごせということを。いまだに、最近の回答では、ほかの集落道なんかの修理なんかがせれるんで、そういうのまで手が回らんというのが何年か前の回答なんです。でも、町道という公共のものが崩れて、私有地の、田んぼですけど、土地にそういうのがぼろぼろ落ちてきとる状態なのに放置するというのは、管理責任を問われても仕方がないんじゃないかなと私は思うんですよ。それも自治会を通して何度も言っとるのに、なしのつぶてなんです。今日、実はこれが終わったあと、寄ろうかなと思って、そのかけらを持ってこようとして忘れちゃいましたけども。

○事務局

かけらはなくていいので、その話を地域整備課に寄ってください。

○秋山委員

あした別の用事で、またここに来ますから、そのついでに地域整備課にそのかけらと一緒に寄ってみたいと思いますので。ちょっとそれは冗談抜きで、町道である以上は、やっぱり管理はきちんとしてもらわんといけんなということをお願いしたいと思います。

○事務局

話を伝えます。

○永田議長

そのほか、いかがでしょうか。

○事務局

ごめんなさい。今聞いた話です。

農地のホームページの話、農地の横の木の話、農免の話、雪かきの雪の話、道路の話でよかったですね。抜けているものはないですね、大丈夫ですね。自分が言ったのが入っていないというのないですね。

(「全部入っとる」と呼ぶ者あり)

分かりました、ありがとうございます。確認だけ。

○永田議長

そうしますと、たくさんの御意見が出て有意義だったんで、余裕があるときにはこう いった意見交換をぜひ行いたいと思います。意見交換といいますと、来月は農委懇談会 ですね。

○事務局

来月ですね。

○永田議長

来月は農業懇談会ということです。

そうしますと、以上をもちまして、本日の総会を終了させていただいてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

では、終了とさせていただきます。